

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 31 年 2 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1800078 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1800038 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 11 月 26 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

私は、請求期間において、A社に営業職で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間について、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、前職のB社を平成 15 年 11 月 25 日に退職し、その翌日にA社に再就職し、請求期間について厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、A社の事業主は、請求者に係る「給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下「所得税源泉徴収簿」という。）において、平成 16 年分に「8 / 2 入社」及び平成 17 年分に「3 / 31 退社」と手書きによる記載があることから、請求者は平成 16 年 8 月 2 日に入社して平成 17 年 3 月 31 日に退職したと回答している。

また、請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者が、平成 15 年 11 月 25 日に離職後、雇用保険（基本手当）の受給手続を行っていたこと、及び平成 16 年 8 月 2 日に再就職したことから、早期再就職支援金を支給されていたことが確認でき、その再就職日が上記の所得税源泉徴収簿に記載された入社日と一致しており、当該再就職先はA社であると考えられることから、請求者は、請求期間の一部（平成 16 年 8 月 2 日から平成 17 年 3 月 31 日まで）において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の事業主は、請求者に係る賃金台帳等の資料については、上記の所得税源泉徴収簿を除き社屋の移転時に廃棄処分していることから、詳細は不明であるが、請求者の

給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答しているところ、当該所得税源泉徴収簿において、社会保険料等控除額の欄に「0円」と印字されており、請求者は、同社において厚生年金保険料を控除されていたことが確認できない。

また、複数の同僚に照会するも、請求者を記憶している者はいない上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。